

令和6年第4回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和6年12月12日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年12月12日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和6年12月12日 11時00分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼商工 観光課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建設産業 課 長	植田将行	○	
	会計管理者	増田紀子	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	企画調整 課 長	草水英行	○				
	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	1 番	由 本 好 史		2 番	西 朋 子		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和6年第4回笠置町議会会議録

令和6年12月12日～令和6年12月20日 会期9日間

議 事 日 程 (第1号)

令和6年12月12日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第5号 令和6年度(2024年度)城南土地開発公社(第1回)補正事業計画に関する報告書の件
- 第5 同意第4号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件
- 第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第7 議案第38号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第8 議案第39号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第9 議案第40号 令和6年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第10 議案第41号 令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第11 議案第42号 令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算(第3号)の件

開 会 午前9時30分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、謹んで御報告申し上げます。

田中良三前議員が去る11月2日に御逝去されました。故田中良三氏におかれましては、平成24年11月から本年10月まで3期12年の間、笠置町議会議員として御尽力いただきました。

ここに謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと存じます。皆様、御起立お願いします。  
黙禱。

（黙 禱）

議長（西 昭夫君） お直りください。

御着席ください。

生前の御遺徳をしのび、謹んで御冥福をお祈りします。

---

議長（西 昭夫君） 本日、ここに令和6年12月第4回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます各議案につきまして、慎重に御審議をいただきますとともに、議員におかれましては、簡明で節度ある発言をしていただくよう、御留意いただき、町長をはじめ職員におかれましては、適正かつ明確な答弁をお願いいたします。

なお、本定例会から、質疑及び一般質問に対して、執行部に反問権の付与を試行することとしております。

執行部からの反問につきましては、確認したい発言の部分を議長に告げ、議長の許可を得ることとなっておりますので、よろしく申し上げます。

本日はNHK京都放送局さんから撮影の申出があり、許可しましたので申し添えます。

---

議長（西 昭夫君） ただいまから、令和6年12月第4回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、由本好史議員及び2番、西

朋子議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員にお願いをいたします。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は本日から12月20日までの9日間に決定しました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

10月4日、水害から国民の生命、財産を守り、安全で快適な生活環境の確保を図るために、各府県の総意を集結して治水事業の推進を図るため、近畿治水大会が京都府立京都学・歴史館で開催され、総合常任委員長と共に出席をしました。

10月30日、国道163号整備促進協議会及び主要地方道宇治木屋線改良推進協議会共催で、京都府知事及び京都府議会議長に道路整備等の要望をいたしました。

11月13日、東京都内におきまして、第68回町村議会議長会全国大会が開催され、出席しました。我々町村議会議員が一貫して築き上げてきた地方自治の精神と原則に立ち、住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するために、全国の町村議会の総意を集結いたしました。

同日、京都府町村議会議長会臨時総会が開催され、役員の変更が行われました。私においては幹事を退任いたしました。会長には精華町の三原議長が、副会長には伊根町の佐戸議長と久御山町の松本議長が、幹事には与謝野町の山崎議長と井手町の奥田議長がそれぞれ御就任されましたので申し添えます。

また、同日には京都府選出の国会議員と、京都府町村議会議長との意見交換を通じ、相互の理解、認識を深めるとともに、今後の町村自治のさらなる振興に資することを目的に、国政懇談会が開催されました。

11月22日、笠置町産業振興会館において、町制施行90周年記念式典が開催され、議員一同出席をいたしました。

11月28日、京都市内におきまして、内外情勢調査会京都支部懇談会が開催され出席いたしました。京都府知事による講演を拝聴しました。

これらに伴いまして、議会会議規則129条の規定により議員派遣を行いました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

また、質疑につきましては、全ての議案につき、発言通告をされた議員を先に指名いたします。

発言通告者は、まずは通告内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑につきましては、後ほど行っていただきます。

質疑につきましては、全ての議案に対して、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに令和6年第4回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、全員の皆様の出席を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、町政の状況について報告をさせていただきます。

去る11月22日に、京都府知事代理の古川副知事をはじめ、近隣自治体の首長様、議長様、また関係機関の皆様の御臨席を賜り、笠置町町制施行90周年記念式典を開催いたしました。

式典では、町政の発展のために御尽力いただいた皆様に自治功労者表彰及び善行者表彰を贈呈させていただき、改めてその功績に対し敬意と感謝を申し上げます。

笠置町を次世代に受け継ぎ、未来へとつなげていくことが、今を生きる私たちの役目であり、住民の皆様が笠置町で安心して安全に暮らせる町であり続けるため、事業に取り組んでいきたいと改めて決意したところでございます。

続きまして、6月議会で行いました私の所信表明についての経過報告をさせていただきます。

まず「新しい町の活性化、賑わいづくりの創出」について、地域活性化起業人として4人を採用し、観光振興プロデューサーとして町内の事業所からの意見聴取、企業等へのPR活動、観光振興のプランニング等に活動いただいております。

また、笠置町を応援したいという方が幅広く集う「KASAGI このゆびとまれプロジェクト」を立ち上げまして、様々な方から御提案を受けるとともに、9月19日には笠置町内外の方々と「稼ぐ町かさぎ」をテーマにワークショップを開催いたしまして、笠置町を稼げる町にするにはどうすればいいのか、自由な発想で意見を出し合ったところ、わくわくするアイデアが出されまして、次はこのアイデアを実現することに取り組もうと締めくくったところでございます。

現在は、ワークショップで出された意見をもとに、当面来年4月からの取り組みを決めるため、スケジュール、作業内容、資金調達の調整等を行っており、「希望をうむ町・かさぎ」をキャッチフレーズに、取り組んでおるところでございます。そして、その活動の母体となる組織として「まちづくり株式会社」または新会社の立ち上げを想定した作業を行っておるところでございます。

次に、「いこいの館の再開」につきましては、様々な事業者からの提案を受け、ただいままで検討を行ってまいりましたが、いずれにつきましても「賑わいづくりの創出とセットで考えることが必要」、「全館再開には多額の資金が必要である」という意見であったことから、お客様のニーズに合わせて施設の一部改修、部分的な再開も視野に入れ、再開にかかる費用積算を行っているところでございます。

ただし、運営再開にかかる経費、館の維持経費については、原則として投資で賄うものとして、令和7年度も制度継続が見込まれております「企業版ふるさと納税」による調達を基本として、企業へのPR活動を本格化させるところでございます。

続きまして、3つ目の「新しい公共交通の構築」でございますが、本年8月に京都府も交えて協議を行ったところ、まずは現状の公共交通を生かしつつ、課題となる点の洗い出しを行うべきとの御意見を賜ったことから、現在その調査を行っております。またデマンド型で実施されている自治体の状況等も調査しておりますが、現時点での課題として、運行車両の確保、運転手の確保、また運行システムの構築等がございまして、その解決方法について検討を行っておるところでございます。

4つ目の「防災安全対策」についてですが、11月3日に西部区自主防災組織との合同訓練を実施いたしまして、その中で消火訓練、伝達訓練、救助避難訓練、災害マップ等による学習訓練を実施いたしました。その中で他の地域の皆様にも御参加を促し、他の地域でも自主防災組織の立ち上げをお願いしたところです。

今回の防災訓練は、防災・避難に関する住民意識の向上につながったものと考えておりま

すが、実際に災害が発生した際に、訓練内容が発揮できるかに課題があるとも考えており、参加いたしました総務財政課の職員と共に、訓練時における課題の洗い出しを行い、災害が発生したと想定する時間帯、また様々な災害発生状況に応じまして、全員が確実に避難するためのシミュレーションを行う必要があると確認したところでございます。

今後は、シミュレーションから得た課題につきまして解決方法等の検討を行うとともに、他市町村からの応援受入れ等を想定し、これまで災害対応を行ってきた自治体から、救助や避難への対応や、笠置町の課題に対する助言を受ける方向で検討を進めておるところでございます。

そして、5つ目の「子育て、教育」についてでございますが、相楽東部広域連合教育委員会の「地元（笠置）のために役立つ子供たちを育てたい」との方針に基づき、連合教育委員会とも検討を開始したところでございます。まだ始まったばかりでございますので、具体的な内容についてはこれからになりますが、今後は、連合教育委員会、笠置地域学校協働本部実行委員会、学校運営協議会等と共に検討を重ねてまいります。

6つ目の「町民の皆さんの声を聴く」についてでございますが、現在まで、まだ具体的には取り組めておりませんが、笠置町議会の皆さまと共に協調しながら、実施方法の検討を行ってまいります。

7つ目の「本町の財政」についてでございますが、6月、9月、12月定例会におきまして補正予算の財源の大半は基金からの繰入れで賄っていることから、本町の財政は危機的なものであると改めて認識しております。

人口減少が進む中では、本町独自による税収の増加も見込めませんし、また交付税等の大幅な増額も見込めないことから、様々な財政執行に対しては、各種補助金の獲得とともに、個人のふるさと納税や企業版ふるさと納税による財源確保を図る必要があると考えております。

また、民間活用や投資等を働きかけることも必要であるとも考えており、PR方法の検討や、投資先の開拓にも力を入れていく必要がございます。

8つ目の本町職員についてでございますが、多くの部署で1人の職員が複数業務を担当する状態であり、新規事業に取り組みにくい状況がございますので、大胆な業務改善・組織改革が必要であると考えております。

まずは、企画調整課兼務職員による業務改善に関する検討会を実施いたしまして、11月7日にその検討会の方から業務改善に係る提言書を受領したところでございます。同提言書

に基づき、まずは管理職員による実施に向けた検討を開始したところでございます。併せて、外部人材を活用した業務改善を導入し、まずは総務財政課業務改善に着手したところです。

また、様々な業務が複数の部署にまたがる業務が多いことから、令和7年から、組織を横断する部署を設置する改正を行うこと、そしてまた、京都府等との人事交流についても現在調整を行っております。

以上が11月末現在の町政運営の所信に対しましての報告となります。私の所信の基本は、新たな町のにぎわいを生み出し、笠置町を「稼げる町」とする、その恩恵を住民の皆様に戻元する、そして未来の笠置町を担う子供たちへの投資を行うものでございますので、引き続き検討を重ね、「希望をうむ町・かさぎ」を新たなキャッチフレーズとして、翌年3月定例会におきまして、さらに御報告、そしてまた、議案提案、予算案に反映できるよう努めてまいります。

以上で行政の報告を終わらせていただきますが、本定例会に提案申し上げます案件は、報告1件、同意1件、諮問1件、議事案件は補正予算3件を含む5件でございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、報告第5号、令和6年度（2024年度）城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告書の件について、報告を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 報告第5号、令和6年度城南土地開発公社（第1回）補正事業計画に関する報告につきまして、御説明いたします。

令和6年11月1日に開催された城南土地開発公社理事会において、令和6年度第1回補正事業計画及び補正予算がそれぞれ同日に可決されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告するものでございます。以上報告でございます。

議長（西 昭夫君） これで報告第5号を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第5、同意第4号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 同意第4号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件について、提案理由を申し上げます。

現代表監査委員の任期が令和6年12月21日をもって満了することに伴い、新たに監査委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和10年12月21日まででございます。

よろしく御審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） それでは、同意第4号、笠置町監査委員の選任につき同意を求めめる件について、御説明を申し上げます。

この説明は議案書の朗読をもって代えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

同意第4号、笠置町監査委員の選任につき同意を求めめる件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めめる。

令和6年12月12日提出。

笠置町長、山本篤志。

記。

氏名、東達廣。

住所、京都府相楽郡笠置町大字切山。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これから同意第4号、笠置町監査委員の選任につき同意を求めめる件を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

この際、申し上げます。全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、同意第4号、笠置町監査委員の選任につき同意を求めめる件は、同意することに決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、田中正嗣氏の任期が令和7年6月30日をもって満了となりますので、継続して同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会に諮問するものでございます。

なお、委員の任期は令和10年6月30日までです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（吉田和秀君） それでは、諮問第1号の説明は朗読をもって代えさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年12月12日提出。

笠置町長、山本篤志。

記としまして、

氏名、田中正嗣。

住所、京都府相楽郡笠置町大字有市。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 本件は質疑、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、適任とすることに決定しました。

なお、この旨を町長に答申します。

---

議長（西 昭夫君） 日程第7、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、日程第8、議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件の2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件、議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件の2件について一括して提案理由を申し上げます。

令和6年8月に発出されました人事院勧告に伴い、11月29日に特別職の給与法及び一般職の給与法の一部の改正案が閣議決定され、現在開会中の国会において法案が提出されています。

この改正により、当町の常勤の特別職については、期末手当の支給月数の改定、一般職につきましても、給与表の改定と期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件と、議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、説明させていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど町長からの提案理由にありまして、8月8日に発出されました人事院勧告によりまして、11月29日に給与法の改正が閣議決定されております。

当町の特別職並びに一般職の給与条例につきましても、国に準じた一部改正を行うため、提出させていただいております。

まず、議案第38号について説明させていただきます。

新旧対照表の方で説明させていただきますので、2ページをお開きください。

今回の特別職の給与条例の改正につきましては、期末手当の支給月数を引き上げるものとなっております。

第1条でございますが、まず令和6年12月に既に支給されておりますが、この期末手当

につきまして、100分の170を100分の180に引き上げるものでございます。

こちらは、令和6年12月1日から施行とするものでございます。

下段、第2条につきましては、令和7年度の支給月数の改定を行うもので、第1条で引き上げた0.1か月分を6月と12月にそれぞれ100分の175とするもので、年間の支給月数を3.5月とするものでございます。

第2条の施行につきましては、令和7年4月1日からとなっております。

また、この改正に伴いまして、議会議員の皆様様の期末手当につきましても、本条例に準ずるということとしておりますので、議員の皆様方の期末手当についても、同様の支給月数の引上げが行われるものでございます。

続きまして、議案第39号の一般職の職員の給与条例の改正でございます。

こちらにつきましても、新旧対照表の方で説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

まず、第1条でございます。期末手当の引上げを行うこととしております。現行で6月と12月に100分の122.5でそれぞれ支給となっておりますが、それを6月では100分の122.5、12月では127.5と、0.05月の引上げとなっております。

期末手当におきましては、第6項において定年前再任用短時間勤務職員についても引上げとすることで、読替規定となっております。

下段、勤勉手当でございます。

第18条の7でございますが、ページめくっていただきまして、中段の中ほどに記載しております。

現行100分の102.5で支給しているものを、6月は100分の102.5、12月では100分の107.5と0.05月の引上げとなっております。

また、第2号におきましては、期末手当と同様に、定年前再任用短時間勤務職員についての引上げを行っております。

この第1条につきましては、施行日を令和6年4月1日としております。

新旧対照表の一番下ですけれども、別表第2というものは給料表となっております。給料表につきましては3ページから5ページで記載しておりますので、表の対照比較については省略させていただいております。

続いて、第2条でございます。

先ほど第1条で6月と12月の期末手当を0.05月引き上げさせていただきましたが、

この期末手当を6月と12月同率の支給月となりますので、100分の125というふうに改正をしております。

第6項の定年前再任用短時間勤務職員についても同様の読替えを行っております。

勤勉手当につきましては9ページとなります。

第1条で改正いたしました6月と12月の支給月数を同率といたしまして、100分の105を支給するものとしております。

第2号におきましては、定年前再任用短時間勤務職員の読替規定となっております。

第2条につきましては、令和7年4月1日施行としておりますので、こちらも7年度の支給月数の改定となっております。

この改正に伴いまして、当町の会計年度任用職員の給与、報酬及び費用弁償に関する条例につきましても、期末手当及び勤勉手当につきましては本条例に準ずるということとしておりますので、同様に引き上げられるということとなります。説明については以上です。

議長（西 昭夫君） これから、議案の順に質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第38号の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第38号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件の質疑を行います。

本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第39号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西 昭夫君) 日程第9、議案第40号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 議案第40号、令和6年度笠置町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額16億8,003万3,000円に、歳入歳出それぞれ4,121万円を追加し、合計を17億2,124万3,000円とするものでございます。主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額、障害者自立支援サービス利用者の増加による給付費の増額、また国庫補助金の過年度の精算に伴う返還金となっております。

また、歳入は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化事業に対するデジタル基盤改革支援補助金として、3,348万8,000円、小学校家庭科室空調整備事業及び笠置小学校給食室改修事業に充当するため、過疎対策事業債600万円を計上しています。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(森本貴代君) それでは、議案第40号、令和6年度笠置町一般会計補正予算

(第4号)の件について、私の方から、総務財政課が所管します歳出予算と全ての歳入予算について、御説明をさせていただきます。

まず、歳入予算から説明をさせていただきます。

7ページを御覧ください。

まず、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金としまして、障害者自立支援給付事業177万5,000円を計上しております。障害を持つ方への支援サービスとして給付をしております障害者自立支援給付事業に充当しているものでございます。利用費の増額により歳入の方も増額しております。

続いて、同款、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金としまして、社会保障・税番号制度システム整備費補助金173万8,000円を計上しております。こちらは税住民課で所管しております戸籍のシステムの改修につきまして、当初予算で歳出の方は計上しておりましたが、特定財源が、補助金がつくかどうかというところが未定でございましたものが今回確定しましたので、今回、増額計上しているものでございます。

続いて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金198万円を計上しております。こちらは税住民課で実施しております定額減税補足給付金事業、また保健福祉課で所管しております物価高騰対策重点支援事業に充当しているものでございまして、今回、補助の限度額が増額となりましたので、現時点での限度額の分を増額補正しております。

続いて、デジタル基盤改革支援補助金でございます。こちらにつきましても、当初予算の電算管理システム事業で当初予算に計上しております。皆様御承知のとおり、自治体の情報システム、それぞれシステムを令和7年度中に国が指定しております国の標準準拠システムに移行するという作業を現在進めているところでございますが、令和6年度につきましては、その移行にかかる準備調査の経費、また環境の構築にかかる経費、それから他のシステムとの連携にかかる経費として事業を進めております。そちらに対する補助金の額が、現時点で決定されましたので、増額の計上をさせていただいているものでございます。

続いて、同項、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金としまして、地域生活支援事業及び障害者総合支援事業費補助金40万2,000円を計上しております。こちらにつきましても、障害を持つ方への支援サービスの一つでありまして、地域生活の支援にかかる事業に充当しているものでございます。事業費の増額により歳入の方も増額をさせていただいているものでございます。

続いて、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、1節社会福祉費負担金と

しまして、障害者自立支援給付事業 88万7,000円を計上しております。先ほど国庫負担金の方でも説明をさせていただきました障害者自立支援給付事業に充当する府の負担分でございます。

続いて、同款、2項府補助金、1目総務費府補助金、1節総務費補助金としまして、京都府移住促進事業90万円を計上しております。移住の促進に伴う給付事業に充当するものでございます。

同項、2目民生費府補助金、1節社会福祉費補助金としまして、地域生活支援事業及び障害程度区分認定等事業補助金3万6,000円を計上しております。こちらも国庫補助金で説明させていただきました地域生活支援事業に充当する府の補助金の分でございます。

同じく、子育て支援医療費助成事業としまして20万5,000円を計上しております。子育て支援医療の事業費が増額しましたので、歳入につきましても増額計上しているものでございます。

続いて、18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、1節一般寄附金としまして、191万円を計上しております。今年度、大口の寄附金があったということもあり、現時点で当初見込んでおりました寄附金が増額となると見込んでおりますので、今回その分を計上させていただいたものでございます。

続いて、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金としまして、811万1,000円の減額をしております。補助金等が確定しましたので、財源調整をさせていただいたものでございます。

最後に、22款町債、1項町債、5目教育債、1節過疎対策事業債としまして、連合の負担金として歳出を組んでおります中に、小学校の放送設備の更新事業、また給食室の給水管の改修事業、それから家庭科室の空調の設備工事というところを過疎対策事業の2次協議として上げる予定でございますので、今回、過疎対策事業債歳入の方を補正をさせていただきまして、財源更正をさせていただいたというところでございます。

続いて、歳入予算の説明に移らせていただきます。

9ページを御覧ください。

まず、全ての款において計上させていただいております職員人件費についてでございます。

主要事業調書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、先ほどの説明でもございましたように、令和6年8月の人事院勧告に準拠しまして給料表が改定となり、また期末勤勉手当に支給月数の改定等行うため、

補正計上、増額計上させていただいております。

施行日は令和6年4月1日としまして、遡及して支給するものでございます。

給料表の改定率は2.76%、期末勤勉手当の支給月数を年間4.5月から4.6月、また、議員特別職の期末手当につきましては、年間3.5月から3.6月へと改定するものでございます。

主な予算の内訳を全体で申しますと、報酬につきましては、会計年度任用職員報酬として501万5,000円、それから給料としまして609万1,000円、また、会計年度任用職員の期末勤勉手当に255万9,000円、一般職では578万7,000円と、合計で2,487万2,000円を計上しているものでございます。こちらの特定財源につきましては空欄で書かせていただいておりますが、11月末に国の方から通知がございまして、今回普通交付税の再算定を行うということで、給与改定費というものが追加されるということが通知の中でできておりますので、また、3月の定例会で確定した財源を充当させていただきたい、普通交付税として計上させていただきたいと思っております。

続いて、9ページに戻っていただきます。申し訳ございません。10ページでございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、24節積立金としまして、基金管理事業ふるさとづくり基金191万円を計上しております。先ほど歳入予算でも申し上げましたとおり、寄附金の増額を見込んでおりますので、その同額分を積立てするとして補正計上させていただいております。

続いて、同項、5目財産管理費でございます。こちら、庁舎管理事業、また運動公園管理事業、すまいるセンター管理事業としまして、通信運搬費、また光熱水費を計上させていただいております。通話サービスの終了による通信運搬費の増、また電気代の高騰によりまして電気代の増額により、計上させていただいております。

続いて、11ページの中段、同項、8目防災諸費につきましても、防災事業として光熱水費を計上させていただいております。こちらにつきましても電気代の高騰によるものでございます。

続きまして、ページ飛びまして、18ページの下段になっております。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、18節負担金、補助及び交付金としまして、相楽中部消防組合事業72万4,000円を計上しております。こちらは令和6年度の普通交付税の算定の数字となっております消防費の財政基準需要額の確定によりまして、分担金の算出方法が変更になりましたので、今回確定しました分を増額計上しております。

続いて、ページめくっていただきまして19ページになります。

同項、2目非常消防費、7節報償費としまして、消防団事業で報償費97万3,000円を計上しております。こちらにつきましては、本来であれば、令和4年度に退団された消防団員の方に令和5年度にお支払いする退職報償費でございましたが、こちらの支払事務を怠っていました関係で令和5年度に支払いができず、今年度2名分を計上させていただきまして、今年度にお支払いをさせていただきたいということで、今回計上している分でございます。

続いて最後に、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費としまして、財源を調整しました600万円を地方債のところに記載させていただいているものでございます。

以上、総務財政課が所管します予算につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 税住民課が所管いたします予算について、説明させていただきます。

12ページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、委託料におきまして、システム改修委託料105万9,000円を減額計上しております。こちらは戸籍システムの氏名対応によるものですが、当初予定されておりました仕様書が変更になったことによる減額でございます。

続いて、14ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付事業におきまして、定額減税補足給付金事業（調整給付）として132万6,000円を減額計上しております。給付対象者207名に対しての支払いが完了したことによる減額で、消耗品費9,000円、通信運搬費5,000円、振込手数料2,000円、定額減税補足給付金として131万円をそれぞれ減額しております。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、保健福祉課が所管いたします歳出予算について、説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

まず、福祉医療事業として43万9,000円を計上いたしております。子育て支援医療

助成事業として41万1,000円を、これは10月末までの利用件数が昨年度と比較して増えたことによる年間支出見込額の増に伴う計上でございます。未熟児養育医療費助成事業につきましては、令和6年度の事業確定に伴う国庫支出金の返還金を2万8,000円計上させていただきます。

次に、障害者自立支援給付事業でございます。まず、障害児入所給付事業では、令和5年度の事業確定に伴って、国庫支出金返還金として172万8,000円を計上いたしております。続きまして、障害者自立支援給付事業で421万2,000円を計上いたしております。そのうちシステム改修作業委託料として、年度改正対応のため66万円計上させていただきます。また、障害者自立支援給付費では355万2,000円を計上。これは、当初で見込んでおりました利用者数が増えたサービスによる年間支出見込額の増に伴う計上でございます。

続きまして、障害者自立支援医療費給付事業でございます。これにつきましても、令和5年度の事業確定に伴う国庫支出金返還金として28万5,000円を計上いたしております。

地域生活支援事業では、障害者地域生活助成金事業として14万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、移動支援サービスにおいて利用者の就労時間が増えたことに伴う増額となっております。

また、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業では、対象者への給付が終わったことにより、3事業合わせて170万5,000円を減額させていただきます。住民税均等割課税世帯分では20万1,000円を、子供加算分では10万円、住民税非課税世帯分では140万4,000円を減額させていただきます。

続きまして、14ページ中段でございます。

4目の老人福祉費で、35万4,000円を計上させていただきます。これにつきましては、介護保険特別会計補正に伴う一般会計分の増額で計上させていただきます。

それから、5目老人福祉施設費でございます。

15ページをお願いいたします。

老人福祉施設運営事業でございます。26万2,000円計上してございまして、電気代の高騰に伴う年間支出見込額の増でございます。

それから、2目の児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。児童福祉事業のうち、子育て世帯生活支援特別給付金（その他の子育て世帯分）支給事業では、令和5年度の実績

確定に伴う返還金として14万9,000円を計上させていただいております。

下の児童公園維持管理事業におきましては、清掃作業手数料として2万3,000円を計上させていただいております。作業単価上昇に伴う増額でございます。

16ページをお願いいたします。

保育所事業でございます。光熱水費として18万3,000円を計上いたしております。電気代高騰に伴う年間支出見込額の増でございます。

以上で保健福祉課が所管いたします歳出予算について説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 参事兼商工観光課長事務取扱。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、商工観光課が所管いたします歳出予算について、説明させていただきます。

まず、10ページをお願いいたします。

10ページの2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、笠置テレビ運営事業で光熱水費を7,000円増額としております。こちらは、先ほど来、説明のありましたとおり、電気代高騰による不足分の計上でございます。

下段、6目企画費、企画費の中におきまして、通信運搬費で2,000円計上しております。こちらにつきましては、電話のサービスの変更によりまして2,000円の不足が生じますので、計上させていただいております。

ページめくっていただきまして、11ページでございます。

笠置いこいの館管理運営事業で、消耗品費を計上しております。こちら、清掃作業等の消耗品の不足分で2万円、それから光熱水費、その下の交流施設等管理事業の光熱水費につきましても先ほど同様、電気代の高騰による追加計上としております。

移住促進事業で360万円を計上しております。歳入も京都府の方から補助金として交付されますが、空き家バンク制度を活用いたしまして、笠置町に移住をされる方が本年度増加いたしまして、合計4件の方がこの移住促進住宅の整備事業を活用されることとなりました。当初予算で見ておりました3件分につきましては、過年度分1件の交付をしておりますので、2件分不足いたします360万円を上限とした、180万円の2件分として計上したものでございます。

ふるさと納税事業の33万6,000円につきましては、従来使用しておりましたサイトに、あと2つ追加をいたしまして、ふるさと納税の間口を広げております。その分のふるさと納税自身も増えておりますので、返礼品やそれにかかる通信運搬費、またシステムの使用

料等を計上したものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費でございます。観光事業といたしまして、光熱水費、また4目の産業振興会館運営事業といたしましての光熱水費、こちらも電気代高騰による不足が見込まれる分を計上したものでございます。

商工観光課の予算につきましては以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件は歳入歳出ともに1款ごとに質疑を行います。

また、本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、歳入15款国庫支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで15款の質疑を終わります。

次に、16款府支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで16款の質疑を終わります。

次に、18款寄附金の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

18款寄附金ですが、大口の寄附があったということで、一般寄附金で191万円が増額補正をされております。令和5年度決算では一般寄附金が275万3,000円ということで、令和5年度の決算と比較をして74万3,000円の増となっておりますが、令和6年度は令和5年度と比較して指定寄附が減額となり、一般寄附が増額となったということなのか説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼商工観光課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

この一般寄附につきましては、今回増額させていただいたのは、ふるさと納税を活用されなかった寄附というものも含まれておりまして、指定寄附は御承知いただいているとおり、何か項目、例えば子育てに関するものとか、高齢者福祉にという指定をされて、ふるさと納税寄附をされる。一般寄附については、間口を広げて、何でもいいですよというふうに使ってくださいという寄附ですので、今回大口でいただいたものについては、町のために何かに

使ってくださいというものでしたので計上させていただいたものです。

今後の見込みといたしましては、指定寄附が減額というところではないかと思いますが、こちらに入金になるというか、振り込まれるのも遅れてくることから、昨年度よりは増加にはなるだろうと、先ほど歳出の予算でも説明させていただきましたとおり、現行の2事業者以外にもシステム上サイトで使用させていただくことになりましたので、指定寄附につきましても、昨年度同様の金額が寄附されるのではないかという見込みを立てております。以上です。

議長（西 昭夫君） 他にありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで18款の質疑を終わります。

次に、19款繰入金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで19款の質疑を終わります。

次に、22款町債の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで22款の質疑を終わります。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

まず、1款議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで1款の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番（由本好史君） 1番、由本です。

10ページ、3目の財政管理費でふるさとづくり基金に191万円が計上されておりますが、令和5年度決算で5万5,000円ですか、積み残しがあったと思いますが、それはどのようにされるのかお聞かせください。

それと、同じページの5目財産管理費の庁舎等管理事業で光熱水費が計上されておられません。先ほどから電気代の高騰ということで、この補正予算の中でも光熱水費として約10件、175万6,000円が計上されておりますが、庁舎等の管理事業には必要ないのかという

この確認をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 総務財政課長。

総務財政課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

1 番の由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

最初の財政管理費のふるさとづくり基金の令和 5 年度の積み残しでございますが、確か 6 月議会だったかで補正をさせていただいて、令和 6 年度、今年度に積立てをさせていただいたところでございます。

続いて、財産管理費のところ、庁舎管理費の光熱水費が計上されていないのはなぜかというところで、御質問をいただいた分でございます。庁舎につきましては、高圧電力を使っております。今回それぞれの所管している施設等で上げておりますのは低圧の方でございます。今回低圧の方の電気代の方が高騰しているという状況になっております。逆に、高圧の方は見込んでおりました電気代よりも電気料金が安くなっているという現状になっておりました。現時点で補正をする必要はないということで、形上の方はしておりません。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで 2 款の質疑を終わります。

次に、3 款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで 3 款の質疑を終わります。

次に、4 款衛生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで 4 款の質疑を終わります。

次に、5 款農林水産業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで 5 款の質疑を終わります。

次に、6 款商工費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで 6 款の質疑を終わります。

次に、7 款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これでは7款の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、由本議員。

1番(由本好史君) 1番、由本です。

19ページ、2目の非常備消防費、消防団事業で97万3,000円が計上されております。先ほど説明の中で、4年度に退団された方の退職報償ということで、本来なら5年度に支払うべきものが事務を怠ったからということなんです、そのあたりもう一度詳しい説明と、また、その退団された方からの何か意見とかはないのか、そのあたり説明願いたいと思います。

議長(西 昭夫君) 総務財政課長。

総務財政課長(森本貴代君) 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

非常備消防費で上げております消防団事業の退職報償費の件でございます。先ほどの説明の中でも申し上げました事務についてでございますが、本来であれば令和5年度につきまして、令和4年度に退団されました消防団員の方に振込の口座を照会しているところでございまして、その照会の回答に基づきまして令和5年度に振込をさせていただくという事務の流れでございました。口座情報が提出されなかったというところが、まずもっての原因ではあるんですが、それにつきまして担当の方が再確認、また督促等を怠っていたということで事務ができていなかったというところでございます。また、その全ての支払いが終了していないことにつきまして、担当のみが把握している状態でございます、課内の情報共有ができていなかったというのも大きな原因になっていると思っております。今、その対象の方に連絡を取りまして、振込口座の方聞かせていただきまして、お振込をさせていただくというようなお話をさせていただいております。

今後の対策としまして、先ほど言いました課内での情報共有をすること、担当者、業務の責任者である課長の方はもとより、共通認識としまして課内で話し合いをしまして、今年度、令和6年度につきましては、もう既に全ての対象者の方に対しまして、退職報償費の支払いを済ませていただいているという状況でございます。今後このようなことがないように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長(西 昭夫君) 1番、由本議員。

1 番（由本好史君） 1 番、由本です。

今後、他の職員の方とも情報を共有していただきまして、退団者の方の対応をきっちりしていただくということと、今後このようなことがないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 他に質疑はありませんか。

これで8款の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで9款の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第40号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第40号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第40号、令和6年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案第41号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第41号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額2億9,593万円に、歳入歳出それぞれ267万

6,000円を追加し、合計を2億9,860万6,000円とするものでございます。主な内容は、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額、要支援の方の福祉用具貸与件数の増加による給付費の増額や、訪問型サービスや通所型サービスの利用者数の増加に伴う介護予防・生活支援サービス事業費の増額となっています。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第41号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件について、説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入の方から説明させていただきます。

歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担分等となっておりますので、細部の説明は省略させていただきます。

まず、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で60万2,000円を計上いたしております。

3款国庫支出金では、1項国庫負担金で25万3,000円を、2項国庫補助金では47万円を計上させていただいております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金では、2号被保険者の負担分として64万2,000円を計上させていただいております。

8ページでございます。

5款府支出金では、1項府負担金で15万8,000円を、2項府補助金で19万7,000円を計上させていただいております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、保険給付費等の町負担分として35万4,000円を計上させていただいております。

9ページをお願いいたします。

歳出を説明させていただきます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費で126万4,000円を計上させていただいております。福祉用具貸付け等の給付件数の増が要因として、今年度支出見込額の増に伴う補正を上げさせていただいております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費でございます。1目介護予防・生活支援事業費では、要支援の方の通所介護等の給付件数が増の要因として、今年度

支出見込額を補正させていただき、109万7,000円を計上させていただいております。

また、2目介護予防ケアマネジメント事業では、人事院勧告に基づく給与改定に伴う増額として1万9,000円を、2項包括的支援事業・任意事業でも、人事院勧告に基づく給与改定による増額として29万6,000円を計上させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

最後に、歳入歳出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第41号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第41号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第41号、令和6年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第11、議案第42号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 議案第42号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

令和6年度笠置町簡易水道事業会計予算の収益的収入既決予定額7,901万8,000円に収入予定額94万8,000円を追加し、収益的収入予定総額を7,996万6,000円とし、収益的支出既決予定額8,392万9,000円に支出予定額94万8,000円を追加し、収益的支出予定総額を8,487万7,000円とするもので、人事院勧告に基づく給与改定や制度改正に伴う職員人件費の増額を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（植田将行君） 議案第42号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件につきまして、御説明させていただきます。

最終ページの8ページをお願いいたします。

支出から御説明させていただきます。

1款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目業務及び総係費につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び児童手当の拡充に伴いまして、給料25万4,000円、手当34万9,000円、賞与等引当金繰入額13万6,000円、法定福利費19万6,000円、退職給付費1万3,000円の合計94万8,000円の増額補正として計上させていただいております。

続きまして、収入について御説明させていただきます。

1款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金の一般会計負担金で、児童手当分の8万円を、同款項の3目他会計補助金の一般会計補助金で、児童手当分以外の人件費といたしまして86万8,000円を増額補正として計上させていただいております。

以上で簡易水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。本件に対する発言通告はありませんので、全議員にお聞きします。

まず、収入の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで収入の質疑を終わります。

次に、支出の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで支出の質疑を終わります。

最後に、収入支出を通して全体の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第42号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第42号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第42号、令和6年度笠置町簡易水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は12月19日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時00分